最終更新日：2017年7月31日

株式会社フィット
代表取締役社長 鈴江　崇文
問合せ先：取締役管理本部長　尾崎　昌宏 TEL：03－5778－9436
証券コード：1436
http://www.fit-group.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社エフピーライフ	2,400,000	56.05
鈴江　崇文	640,000	14.94
尾崎　昌宏	162,000	3.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	29,100	0.67
田中　俊彦	23,300	0.54
鈴木　賢次郎	23,000	0.53
MLI STOCK LOAN （常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社）	21,100	0.49
川名　貴行	21,000	0.49
日本証券金融株式会社	20,500	0.47
伊藤　慎二	19,700	0.46

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	鈴江　崇文
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	4 月
業種 更新	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引につきましては原則として行わない方針でありますが、実施する場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引に合理性があるか、その取引が当社グループにとって必要な取引であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、取引の是非を当社取締役会において決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

ー

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鎌倉　晴久	その他											
川崎　和久	その他											
二瓶　直和	公認会計士											
井内　秀典	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌倉　晴久	○	○	―	これまで企業経営及びに事業経営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に様々なご指導をいただき、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

川崎　和久	○	○	―	チェーンストア理論による店舗展開と企業規模拡大の技術を持つコンサルタントとしての活動実績があり、その経験と見識を当社の経営に活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
二瓶　直和	○	○	―	公認会計士としての豊富な経験と高い見識から当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
井内　秀典	○	○	―	弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部監査室と連携し、内部統制システムを利用し監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部牽制機能の実施機関として内部監査室を置き、担当人員1名により内部監査を行っております。監査等委員会は、内部監査室からの監査結果の報告を受けるとともに、内部監査スタッフとの会合を設けるなど、連携を図っております。
　また、監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携をとり、会計監査人から年度「監査方針・監査計画」について報告を受けるとともに、監査の方法および結果、監査意見について報告を受けてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役に対して業績向上に対する意欲や士気を喚起し、その経営努力による企業価値の増大と経営意識を高めるためのインセンティブを付与しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、従業員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプションを付与しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の決定については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内として、株主総会で総枠の決議を得ております。各取締役の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で決定し、監査等委員である取締役は、監査等委員会の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会の開催に際しては、社外取締役に対し、管理本部から取締役会に上程される議案及び報告事項について事前に資料を配布し、必要に応じて適宜説明等を行うなどして十分にサポートしております

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成28年8月30日開催の当社第8回定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当該移行に伴い、当社の社外取締役は1名から4名へ増員となりました。また、社外取締役4名は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役であり、独立役員として届け出ております。
⑴ 取締役会
当社の取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役4名の合計7名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。

⑵ 監査等委員会
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、いずれも社外より招聘いたしており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査しております。監査等委員は、公認会計士、弁護士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしており、さらに、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。
なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

⑶ 経営会議
経営会議は、常勤取締役で構成されており、原則として週1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項されていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項および様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定および決議を行う会議体となっております。

⑷ ガバナンス委員会
当社のガバナンス委員会は管理部門の取締役及び社外取締役により構成され、取締役会の諮問機関として、経営の透明性・公正性を確保することを目的として設置しております。
また、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述します。
(a)取締役の選任及び解任に関する審議
(b)経営会議等の重要な会議体の監視監督
(c)経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言
(d)内部監査室の監視監督
(e)その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

⑸ 内部監査
当社の代表取締役直轄で設置しております内部監査室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、実務経験豊富な外部アドバイザー（公認会計士等）による助言を受けながら、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。
また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成28年8月30日開催の当社第8回定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当該移行に伴い、当社の社外取締役は1名から4名へ増員となりました。また、社外取締役4名は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役であり、独立役員として届け出ております。
⑴ 取締役会
当社の取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役4名の合計7名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。

⑵ 監査等委員会
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、いずれも社外より招聘いたしており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査しております。監査等委員は、公認会計士、弁護士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしており、さらに、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。
なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

⑶ 経営会議
経営会議は、常勤取締役で構成されており、原則として週1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項されていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項および様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定および決議を行う会議体となっております。

⑷ ガバナンス委員会
当社のガバナンス委員会は管理部門の取締役及び社外取締役により構成され、取締役会の諮問機関として、経営の透明性・公正性を確保することを目的として設置しております。
また、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述します。
(a)取締役の選任及び解任に関する審議
(b)経営会議等の重要な会議体の監視監督
(c)経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言
(d)内部監査室の監視監督
(e)その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

⑸ 内部監査
当社の代表取締役直轄で設置しております内部監査室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、実務経験豊富な外部アドバイザー（公認会計士等）による助言を受けながら、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。
また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

⑹ 会計監査人
当社は、新創監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
なお、平成29年4月期において業務を執行した公認会計士は、柳澤義一氏、相川高志氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は6名（公認会計士5名、会計士試験合格者1名）であります。
上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成28年8月30日開催の当社第8回定時株主総会の承認を経て、会社の機関変更を行い、監査等委員会設置会社へ移行しました。当社は、取締役会および監査等委員会を設置し、取締役会における議決権を有する監査等委員は、それぞれが高い専門性を有しており、その専門的見地から的確な経営監視を実施することで、経営に対する監視・監督機能を強化することができるため、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営の効率化を図ることが可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
その他	―

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスククロージャーポリシーの作成及びホームページでの公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。また、必要に応じて説明会等の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。また、株主や投資家に対する決算説明会を原則として年2回の開催を予定しております。さらに必要に応じてその他の施策について検討いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外株主構成比率をふまえ、開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	
その他	―	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はIR基本方針として「株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時・適切に提供すること」を実践してまいります。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	⑴ IR基本方針 当社は、株主･投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく適時･適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。 ⑵ 情報開示方針 当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という。）に基づいた情報開示を行ってまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについて、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。 ⑶ 情報開示方法 当社は、適時開示規則に該当する情報の開示を、TDnetにて開示するとともに当社ホームページに速やかに掲載いたします。 ⑷ 将来の予測に関する事項について 当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来情報に関しては、その予測の前提条件や不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えることがないように努めてまいります。 ⑸ IR活動沈黙期間 決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、四半期並びに決算期末日の翌日から決算発表日までをIR沈黙期間とし、この期間については、決算に関するコメントや質問への回答を控える予定であります。
その他	―

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は企業価値の最大化に努めて株主利益の実現を図るとともに、企業倫理の向上に取り組み、健全な経営体制を構築するために、以下のとおり「内部統制システムの構築の基本方針」を制定しております。
このもとで取締役会、監査等委員会およびその他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、取締役会、経営会議、ガバナンス委員会によりコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
⑵ 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
⑶ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
⑷ 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いは行わない。
⑸ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
⑵ 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
⑵ ガバナンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
⑶ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
⑵ 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
⑶ 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
⑷ 経営会議を原則週1回開催し、当社の経営に関する重要事項および様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
⑵ 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
⑶ 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
⑷ 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員会である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
⑵ 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。

8．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
⑴ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。
⑵ 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
(2)監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務に執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

10．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
⑵ 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
⑶ 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
⑷ 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
当社は、健全な会社経営のため、いかなる場合においても、反社会的勢力と営業取引及び営業外取引を一切行わず、同勢力に金銭その他経済的利益を提供しないことを基本方針としております。

2．反社会的勢力の排除に向けた整備状況
⒜ 社内規程の整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

⒝ 対応統括部署及び不当要求防止責任者
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

⒞ 反社会的勢力排除の対応方法
⑴ 新規取引先・株主・役職員について
原則として、民間の調査機関及びweb検索を利用して反社会的勢力との関係の有無を調査します。
取引の開始時には、各種契約書には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。
⑵ 既取引先等について
通常必要と思われる注意を払うとともに、継続取引先を対象として、毎年6月に調査・確認を実施しております。
⑶ 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合
速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

⒟ 外部の専門機関との連携状況
当社は、「公益財団法人徳島県暴力追放県民センター」へ加盟し、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

⒠ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

⒡ 研修活動の実施状況
当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

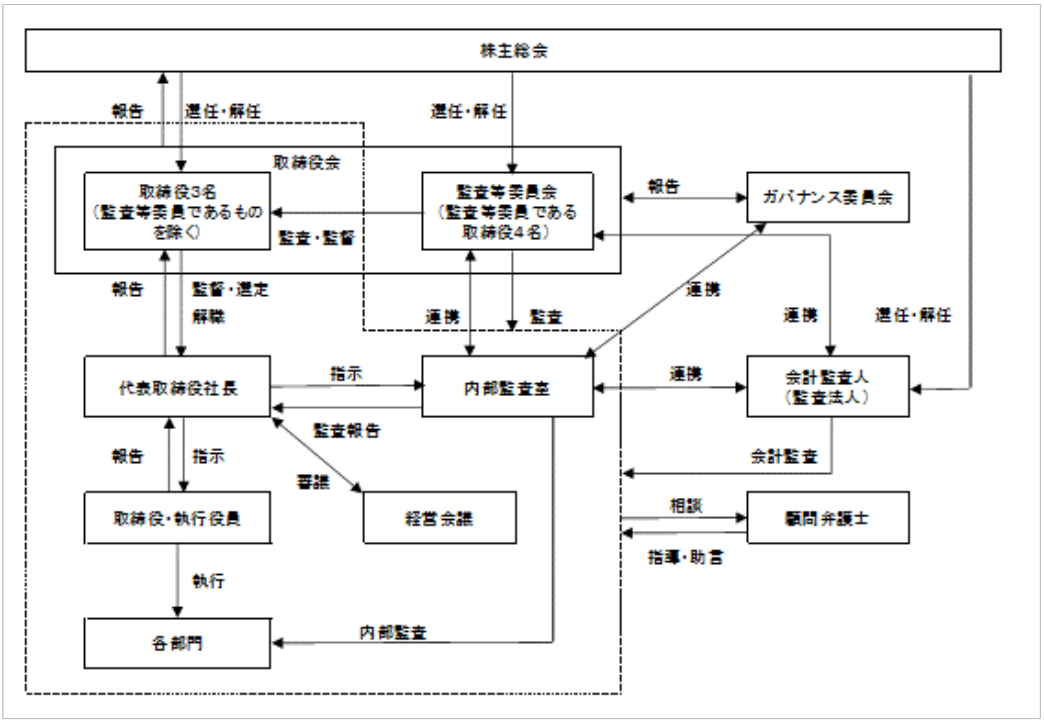
該当項目に関する補足説明 更新

当社は、現在のところ買収防衛策の導入の予定はありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレートガバナンス体制および適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

